

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(減容処理設備の設置)に係る面談

2. 日時：令和元年12月13日(金)14時15分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

知見主任安全審査官、松井安全審査官、田上係員

検査グループ 専門検査部門

宮崎上席原子力専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請(減容処理設備の設置)について、資料に基づき説明があった。
 - 減容処理建屋内のレイアウト及び主要な機器の配置
 - がれき受入れから搬出までの流れ
 - 発じん防止剤を噴霧する位置
 - 建屋内に設置する遮へいの位置、仕様及び目的
 - 減容処理建屋をCクラスとして耐震性評価を行う根拠(建屋破損時の影響評価)
 - 減容処理設備の設置に伴う運用管理、保守管理及び放出管理の各業務の追加に伴う影響
 - 減容処理設備の排気口における放射性物質濃度測定において、測定対象とする核種

- 原子力規制庁は、
 - 大型金属処理室において実施する作業及び当該作業について講じる措置を説明すること
 - コンクリート解砕機及びギロチンシャー付近に設置する局所集じん機に要求される性能を説明すること
 - 局所集じん機に異常が発生した場合並びに建屋内に設置する連続ダストモニタ及び排気口におけるサンプリングにて放射性物質濃度に異常値を検出した場合の対応を説明すること
 - 減容処理建屋の耐震性評価をCクラスとして行う妥当性について、建屋破損時に建屋から放出される放射性粉じんによる影響だけではなく、建屋内に存在するがれきからの直接線等の影響も考慮した上で説明すること等を求めた。

6. その他

資料：

- 減容処理設備の設置に係る実施計画の変更について